

ご議論いただきたい論点の例

○ 公益目的事業該当性に関する記載について【第2章】

今回の見直しでは、公益目的事業該当性の予見可能性を高め、判断のばらつきを防止する等の観点から、これまでのガイドラインに示されていなかった考え方を示し、運用レベルで行われていた規律の明確化を図ることとしている。

このことについて、判断の画一化を招くのではないかと、規制（又は審査密度）の強化を招くのではないかとといった意見があった。今回、規制の強化と受け止められないよう記述を追加（16頁等）しているが、更に改善すべき点はあるか。

※ 前回の研究会で、15頁の⑥に係る記述に関して議論があったが、社会経済の変化（企業活動の展開を含む。）に応じて、公益法人の活動領域が伸縮することは否定し難いことから記載の骨格は残している。一方、「類似の事業」や「特徴」の認定を過度に厳格に行うことは、民間公益の活性化につながらないと予想されるところ、素案の記載に改善すべき点はあるか。

※※ 第2章を審査基準と位置付けると画一化を招くとの意見について、審査基準は画一的な処理を意味するものではないこと（14頁注）、法令の規定及び趣旨を勘案した上で、個別の事情に応じて、又は社会経済の変化を踏まえ、柔軟な対応を行うことは、当然であり、合議制機関を置くこととした制度の趣旨に合致（3頁）する旨を明記している。

○ 法人のガバナンスに関する記載について【全体】

今回の見直しは、法人の「自主的・自律的な経営判断」を尊重するとともに、「ガバナンス及び説明責任の充実」を図ることとしている。前回提示した素案イメージにおいては、法人の経営判断と説明責任を具体化するものとして、事業計画及び各種規程、事業報告その他の関係書類を重視しており、第2章等に記載を置いていた。

法人側からは、公益法人のガバナンスの手法は多様であり、画一的な規律（規程の整備など）は設けるべきではないとの意見がある一方、審査・監督の現場からは、自主的・自律的な経営判断を尊重するのであればその前提となるガバナンスについては、しっかりとした審査・確認が必要であるとの意見がある※。

※ 資料1に記載していないが、担当者から、具体的な記載がない事業計画、明らかな誤りのある財務関連書類等についての指摘、基本的な問い合わせにも必要な対応ができない脆弱な体制への不安などの声があがっている。

今回提示した素案イメージでは、法人の自主的なガバナンスや説明責任の必要性等を示し（例：8頁注、87～89頁の追記など）つつ、法人が判断すべき事項の具体的内容にはあまり踏

み込まず※、監督におけるガバナンス・説明責任の考慮、説明責任を果たさない法人に対する果敢な監督を記載（次の論点）しているが、法人のガバナンスの内容に関して記載密度を上げるあるいは逆に、行政の関与を下げる（規程の確認等も原則として行わない）など、記載内容の見直しを検討する必要があるか。

※ なお、経理的基礎においては不適正な経理処理や財産管理を防止するための最低限のルールを確認するため「経理規程等」を求める（64 頁）としているほか、技術的能力に関しては、申請時に一律に求めることはしない前提で、「根幹となる業務に関する明確なルール」が重要であることを記載（67 頁）。事業計画や事業報告に関して、標準化は求めず、原則として、法人の判断に委ねることとしている。

○ 監督に関する記載について【特に第 4 章】

これまでの運用は、勧告・命令・認定取消し（監督処分等）は最後の手段として、行政指導（報告徴収）により自主的な改善を促すことが多かったが、今回、監督に関するガイドラインを明確化するに当たり、法人のガバナンスと説明責任を重視（113 頁二つ目の○など）しつつ、監督処分等を果敢に行うことを明確にしている（115 頁、124～126 頁）。

また、行政庁が当該判断を容易に行うことができるよう、随所に参考となる記載を置いている（52 頁一番下の○、125 頁・126 頁の参考など）。

こうした記載については、行政の強権行使といった批判もあり得ると考えられるが、記載内容の見直し等を検討する必要はあるか。

以上